

吸収分割に係る事後開示書面

2023年1月1日

株式会社レゾナック・ホールディングス

株式会社レゾナック・グラフィイト・ジャパン

東京都港区芝大門1丁目13番9号
株式会社レゾナック・ホールディングス
代表取締役社長 高橋秀仁

長野県大町市大町6850番地
株式会社レゾナック・グラフィット・ジャパン
代表取締役社長 武田真人

吸収分割に係る事後開示書面

(吸収分割会社：会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条に基づく事後開示事項)

株式会社レゾナック・ホールディングス（旧昭和電工株式会社。）及び株式会社レゾナック・グラフィット・ジャパン（旧信州昭和株式会社。）は、両社で締結した2022年8月4日付「吸収分割契約書」に基づき、株式会社レゾナック・ホールディングス（以下「吸収分割会社」といいます。）を吸収分割会社、株式会社レゾナック・グラフィット・ジャパン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます）を実施致しました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則201条に定める事項は下記の通りです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年1月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 反対株主の差止請求に係る手続について（会社法第784条の2）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、同法第784条の2但書の規定により、吸収分割会社の株主に、同条柱書本文の規定に基づく請求を行うことのできる株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続について（会社法第785条）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、同法第

785 条第 1 項第 2 号の規定により、吸収分割会社に対して、同法第 785 条 1 項の規定に基づく株式買取請求を行うことのできる株主は存在しませんでした。

(3)新株予約権買取請求に係る手続について（会社法 787 条）

吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4)債権者異議手続について（会社法 789 条）

本件吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1)反対株主の差止請求に係る手続について（会社法第 796 条の 2）

吸収分割承継会社に対して、会社法第 796 条の 2 に基づき本件吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。

(2)反対株主の株式買取請求に係る手続について（会社法 797 条）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、吸収分割会社は吸収分割承継会社の特別支配株主に該当することから、会社法第 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

(3)債権者異議手続について（会社法 799 条）

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 11 月 4 日付の官報にて公告し、かつ、個別の債権者に対し、本件吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の催告を行いました。異議申述期限までに同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2023 年 1 月 1 日をもって、吸収分割会社より 2022 年 8 月 4 日付け「吸収分割契約書」に定める資産及び権利義務を承継しました。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2023 年 1 月 4 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際し普通株式 10,000 株を発行し、そのすべてを吸収分割会社に交付いたしました。

以上